

12 新規就農者育成総合対策について

新規就農者等に対する資金面での支援については、農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備や経営開始時の経営確立を支援する資金の交付等、これまで全額国費で支援が行われ、全国の新規就農の促進に活用され成果を上げている。

しかしながら、令和4年度農林水産予算概算要求において、次世代を担う農業者の育成・確保対策として打ち出された新規就農者育成総合対策では、地方公共団体との事前の調整もなく、10年以上実施し定着してきた事業を見直し、地方公共団体に1／2の財政負担を求めることが唐突に盛り込まれている。このようなことは、国と地方の信頼関係を著しく損なうことにつながりかねないものであり、極めて遺憾である。

農業の担い手の育成・確保対策は、将来にわたって農業・農村を維持するためには極めて重要であり、財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることがないよう、国の全額負担のもとに実施されるべきものである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

新規就農者育成総合対策のうち資金面の支援については、これまでと同様、全額を国費で措置すること。